



神奈川県山岳連盟 普及委員会 個人会員申込書 (2024年度)

太枠内のみ記入してください

同意事項(下記に○印)			
<input type="checkbox"/> 神奈川県山岳連盟の目的に賛同します			
<input type="checkbox"/> 年齢 18 才以上です(18 才～20 才未満の方は親権者の同意が必要です)			
<input type="checkbox"/> 個人会員規則(下記)を遵守します			
氏名(ふりがな)			
性別		生年月日	
住所	〒		
電話番号			
eメールアドレス			
親権者サイン	(18才～20才未満の場合)		

個人情報の取り扱いは、関連法令及び内部規定を遵守し、適正な利用と管理をおこないます。

会費

年会費:3,000円(4月1日～翌年3月31日)

お支払い口座

横浜銀行 本店営業部

普通預金 0160519

口座名義:神奈川県山岳連盟 代表 水島彰治

申込書送り先

<mail> 29@kanagawa-gakuren.gr.jp <担当者>伊藤

個人会員規則

(目的)

第一条 この規則は、神奈川県山岳連盟普及委員会(以下「普及委員会」という。)が、登山の普及を目的とする個人会員に関して、定めるものである。

(個人会員)

第二条 神奈川県山岳連盟(以下「山岳連盟」という。)の活動に賛同し、普及委員会で承認した個人をもって、個人会員とする。

(資格等)

第三条 個人会員は、次の各号に該当するものであること。

第一号 山岳連盟の目的に賛同する個人。

第二号 入会時の年齢が満18歳以上である。但し、年齢が20歳未満の場合は、保護者の同意があること。

第三号 当該、神奈川県山岳連盟個人会員規則を遵守する。

(会費)

第四条 次の会費を山岳連盟に収めるものとする。

年会費は、3,000円(個人会員の責務)

第五条 個人会員の責務は以下のとおりである。

- 安全登山の実践
- 会費の納入
- 山行計画書の提出。
- 山岳連盟事業への協力
- 山岳共済保険への加入
- 山岳における道徳を守る
- その他、山岳連盟会員としての責務

(個人会員の特典等)

第六条 個人会員は次の特典を受けるものとする。

- 山岳連盟が行う各種講習会(クライミング、救助技術、環境登山)や各種大会などに参加できる。
- 個人会員を対象とした各種勉強会、交流登山などに参加できる。
- 個人会員が起こした山での事故や遭難に対し、相談、支援が受けられる。
- 山岳連盟機関誌が直送される。
- 山岳連盟の会員証が交付される。
- その他、山や登山に関するいろいろなアドバイスが受けられる。

(組織等)

第七条 個人会員の組織及び事務処理は、普及委員会が行う。

(退会)

第八条 個人会員は以下に該当する場合に退会となる

- 当該、神奈川県山岳連盟個人会員規則、第四条、第五条に抵触した場合
- 自己都合により会員を継続することが困難となった場合

上記、(1)、(2)に該当し退会となる際に会費の返却はないものとする。

(補則)

第九条 この規定に定めるもののほか、個人会員について必要な事項は、普及委員会が会長と協議して定める。

(附則)

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

改訂 2018年2月6日

受付(受付係)	入金確認(会計係)	会員証発行	(管理用メモ)
		会員番号	